

令和3年8月利用分から 高額介護サービス費の負担限度額が 見直されました

高齢者福祉課介護保険係 ☎0824-73-1167



Q 高額介護サービス費とは

A 介護サービスを利用する場合、利用者は自己負担割合に応じた利用料を負担します。高額介護サービス費とは、1カ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えた場合に、超えた分の利用者負担額が払い戻される制度です。一般的な所得の人の負担限度額は月額 44,400 円です。

Q どのように変わりますか

A 負担能力に応じた負担を図る観点から、医療保険制度の高額療養費制度に合わせ、8月1日以降に利用されたサービス分より、一定年収以上の高所得者世帯の負担限度額が次のとおり見直されました。

区 分		負担の上限額(月額)
新 設	課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	140,100円(世帯)
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円 (年収約1,160万円)未満	93,000円(世帯)
	市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,400円(世帯)
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円(世帯)
	前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額 の合計が80万円以下の人など	24,600円(世帯)
		15,000円(個人)
	生活保護を受給している人など	15,000円(世帯)

Q 見直しの対象となるケースは、どのような場合ですか

A 介護サービスの利用者または同一世帯に、課税所得 380 万円(年収約 770 万円)以上の 65 歳以上の人がいる場合、見直しの対象となります。

Q 医療費・介護サービス費ともに高額で、高額介護合算療養費制度(年間の医療費・介護サービス費が負担限度額を超えた場合に払い戻される制度)により、医療費・介護サービス費の払い戻しを受けている場合、今回の見直しで負担が増えることはありませんか

A 高額介護合算療養費制度などの支給要件や負担上限額に変更はないため、収入や医療・介護サービス費などが同じであれば、実質的な負担はこれまでと同額になります。

教育長が就任

6月28日の市議会定例会での任命同意を受け、7月1日、牧原明人氏が教育長に就任しました。

任期は令和6年6月30日までの3年間です。



牧原明人 教育長